実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名 (地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|------------------------|-----------|-----------|
| 白鷹町 | 川下地区 (下山、佐野原、大瀬、平田) | 令和4年3月22日 | 令和5年3月29日 |

1 対象地区の現状

| ①地区 | 【内の耕地面積 | 1 0 5 ha |
|-----------------------------------|---|----------|
| ②アン | ・ケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5 5 ha |
| ③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 | | 5 ha |
| | i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3 ha |
| | ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | | 9. 28ha |

注: ④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考(今後引き受ける意向のある耕作面積)|欄の合計の面積を記載します。

2 対象地区の課題

最上川あるいはその支流沿いに立地した集落のため、まとまった農地が少なく、農地の集積はなかなか難しい。また、中山間地の水田では高低差が 大きく、新規参入も現実的に無理がある。当面は日本型直接支払制度を活用しながら、それぞれの集落における協力体制を構築し、現状維持での営 機継続を目指すものとする。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載します。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

日本型直接支払制度を活用しながら農地の維持に努めるとともに、機械の共同利用を進めるなど地域で協力して取り組んでいく。また、新規参入者の確保についても検討を行い、必要に応じて経営転換協力金等を活用していく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。